

新潟県 公民館月報



サ
ケ

それでもつれあいと一しょにた
まごを腹いっぱいに抱いて
稚魚のころの記憶をよみがえら
せながら
いまやっとふるさとの川に帰つ
てきました
この川「この水」そわたしたちの
いのちなのです

(本)

昭和50年12月号

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市一番町通町・県教育庁社会教育課分室】

【電話:(新潟) 24-6111 内線 326】 【振替新潟
4094】

発行人 会長 石井耕一
編集人 事務局長 本田清

【定価1部 50円 年額 600円】

全国大会(大津)終わる



〔開会式風景と円内は特別講話をする古里社会教育局長〕

公民館の義務設置へ =行財政施策の拡充強化をはかる=

昭和50年11月11日からの三日間第24回全国公民館大会が滋賀県大津市で開催された。参加者は総勢一千五百名。本県からは石井耕一(会長・農業市長)以下、公民館職員として全国影響を受けた豊郷村公民館長水戸部正氏などを三十名が参加。それぞれ行財政策など一部会場に分かれ選ばれた討議に加わった。第1回「余余金の結果、別稿のような宣言決議を採択し、最後に「懇親期の時代と宗教」と題した東大教授立原一馬氏の記念講演を聞いて閉会した。

宣言決議

われわれは、第24回全国公民館大会において公民館が名実ともに現代における地域の社会教育センターとして、充実発展することを期し、生涯学習体制確立の観点から、公民館活動の推進方策と、施設、設備の整備ならびに職員の充実向上をはかるための行財政施策について研究討議した。

その結果、特に緊急かつ重要な次の事項が速やかに実現するよう措置されることを関係当局に強く要望する。

記

1. 公民館を義務設置とし、公民館職員の身分、資格を明確にして常勤専任の公民館主事を必置とするよう、速やかに社会教育法を改正すること。
2. 公民館の施設費補助55億円を絶対に確保し、1館あたりの補助額を大幅に増額するとともに、速やかに定率補助を実現し、起債の増額をはかること。
3. 地方交付税における公民館費の単位費用の算定を合理化し格段にその増額をはかること。
4. 地方自治体における公民館振興諸施策の拡充強化をはかること。
5. 同和教育を推進するために、必要な諸施策を講ずること。

昭和50年11月13日

第24回全国公民館大会参加者一同

吉里局長が 特別講話

大会会場は豊郷村を見渡す
る大津市民会館(中央公民
館)主会場の幕引けはエレク
ト音響機器によるものである。

大津市民会館は、本県が運
営する公民館の一つで、主に音
楽・演劇などの公演を行なって
いる。また、公民館の運営は、主
に市町村が行なっている。

吉里局長が特別講話をした
のは、この会場である。

吉里局長は、この会場で講
話をしたのは初めてである。
この会場は、豊郷村公民館の
隣にある。

吉里局長は、この会場で講
話をしたのは初めてである。
この会場は、豊郷村公民館の
隣にある。

吉里局長が 特別講話

吉里局長が特別講話をした
のは、この会場である。この会
場は、豊郷村公民館の隣にある。
吉里局長は、この会場で講
話をしたのは初めてである。
この会場は、豊郷村公民館の
隣にある。

吉里局長が特別講話をした
のは、この会場である。この会
場は、豊郷村公民館の隣にある。
吉里局長は、この会場で講
話をしたのは初めてである。
この会場は、豊郷村公民館の
隣にある。

吉里局長が特別講話をした
のは、この会場である。この会
場は、豊郷村公民館の隣ある。

吉里局長が特別講話をした
のは、この会場である。この会
場は、豊郷村公民館の隣ある。

吉里局長が特別講話をした
のは、この会場である。この会
場は、豊郷村公民館の隣ある。

公民館法令集関係

内容・教育基本法、
社会教育法・社会教育
施行令・公民館運営設
置基準・通達・公民館
基準の取り扱いについて

A5版、34ページ

一部五十回目別
公民館法の諸会議に
ご使用ください。

甲込先
県公連事務局

第24回 全国大会部会記録抄

行財政部会

—都道府県分科会—

・参加者

・主な研究討議内容

第1分科会における主な討議内容は、年来の法改正についての要望実現化に伴う意見と、その実現化をはかるための努力に関する意見が出され討議が行われた。また生涯教育の必要性が強く要望されるなかで、公民館施設や事業ならびに職員の研修等のあり方について、極めて熱心に論議がかわされ、公連組織についても各県・ブロックの実状をもとにした検討が加えられた。

○社会教育法改正について

- ・法改正については、前年度の大会討議内容を反省し、公民館自ら足元の点検と文部省の積極的な研究との必要性について、それぞれ再確認のうえ、早期実現について努力したい。

○公民館の施設整備について

- ・近年多く建設される類似施設にかかわる公民館活動の適性化をはかるとともに、公民館機能の多様化と、公民館設置基準等に関する再検討が必要である。

○公民館の事業について

- ・住民が集まる公民館活動の実践と、地域文化センターの拠点としての機能をもつ活動の実践についての内容の充実をはかることが重要である。

○公民館職員の研修について

- ・生涯教育の必要性が強く要望され、公民館活動が重要な役割を果たすため、職員研修の機会の拡大と充実が必要である。

○公連の組織強化について

- ・公民館運営審議委員会の強化と、各公連の事務局体制の強化をはかるとともに、地方公共団体理事者との連携を密にして、組織強化の実現につとめる。

行財政部会

—市町村分科会—

・主な研究討議内容

○現下の社会情勢に対応する公民館の施設設備の整備のための行財政施策

- ・公民館充実振興のために、具体的な施設
- ・活動費の目やすの事例がほしい。
- ・複合施設についての是非について。
- ・社会福祉と社会教育の接点について。
- ・公民館の歴史を反省すると共に将来の展望を考えねばならない。
- ・施設の充実は住民の学習意欲を喚起することになるか。
- ・公民館施設の実態について…半官半民であってよいのか
- ・住民との密着度が高い公民館にするには市町村当局の理事者に積極的な理解を得るよう努力しなければならない
- ・広報・相談活動のための設備・備品の充実の必要性。
- ・類似施設のあり方について。

○公民館職員の充実と社会教育職員との連携をはかるための具体策

- ・公民館職員に職階制を取り入れることについての是非。
- ・職員の待遇について(勤務の態様・給与休暇等)
- ・職員の充実策を積極的に進めてほしい。
- ・公民館職員の勤務の実態を調査することが必要でないか
- ・人口規模別による職員数の基準を考えるべきである。
- ・住民とのつながりをより大切にする必要がある。
- ・派遣社会教育主事の待遇改善について。
- ・社会教育法の改正について。
- ・公民館に集まれない住民への配慮が大切である。
- ・類似施設も、社会教育の重要な活動の場として活用できる。

青少年教育部会

—都市分科会—

・参加者

・主な研究討議内容

○青少年の育成と公民館のあり方

- ・青年サークルや子ども会活動が白主的に育ち、喜んで集まる公民館活動を効果的に進めていく実践的役割を考えたい。
- ・期待される青年のグループ・サークル活動や、意欲的な余暇活動を促進するには、公民館の指導体制の充実がのぞまれる。
- ・環境公害や情報公害などの非文化的な視聴内容については、公民館で検討し、企画活動に警告を与え、青少年教育に対する障害を排除させるための住民運動の推進を図る。

○青少年をとりまく環境整備と公民館の学習活動

- ・青少年をとりまくきびしい社会的諸問題に対処できる学習機会を提供すべきである。
- ・青少年の余暇をグループ活動や各種サークル活動にありむけるためには、単なる企画や呼びかけだけでなく、具体的な指導と助言を与えるべきである。
- ・青少年の学習活動においては、相互のふれあいと交流の機会を多く、肌で感じる話し合いの場が必要である。

○青少年育成に効果をあげた実践事例

- ・公民館に集まる各種サークルの代表者会を開き、サークル間の閉鎖性を排除し、相互の交流と反省の場にしている。(兵庫県)
- ・子どもの集団活動に対する理解を深め、インリーダーや青年指導者を養成する講座を開催している。(島根県)
- ・市民文化活動として、青年自らの手によって企画し運営する若獅子祭を、サークル活動の発表の場としている。(東京都)
- ・精神障害者青年学級に中学校教職員が奉仕活動を続いている。(滋賀県)

青少年教育部会

—町村分科会—

・主な研究討議内容

○青少年の健全な育成のため、公民館の果す役割

- ・これまで青少年をほとんど対象にしてこなかったことをふくめて、いま公民館のイメージ・チェンジをはかる時期にきている。とくに青少年に対しては、巷にあふれている社会悪に対する、彼らがどのように立ち向い、自己の行動を規制する力を身につけていくかと公民館活動と深くかかわってくる。
- ・ある町では「高校生と語る会」を開き、おとなが指導するのではなく、おとなに対する生徒の批判や地域に対する要望を謙虚に聞き入れ、その対策や解決のための方法を考えて行くという事例もみられる。まさに教育とは対話であるという例である。

○学校、地域関係団体との連携

- ・公民館で行う高校生向けの行事に対して学校側の理解、態度がいまひとつ消極的である。
- ・教師は多忙であるが、もっと社会教育に協力できる体制を整えることも必要であろう。公民館運営審議会に、教師代表も入っているのだから、行事の計画、展開にも、その声や考え方を反映させてはどうか。

○子ども会等青少年グループの育成と学習活動

- ・現在の公民館の組織と施設では、これら青少年の育成や学習活動をおし進めて行くには、自ずから限度がある。したがってこれら団体と公民館との守備範囲を明確にする必要がある。とくにボランティアの発掘はなかなか困難である。そこで子ども会等のジュニアリーダーの養成など、下からの積みあげをして将来に期待するといった着実な歩みに待たなければならない。
- ・公民館は、地域の住民とともに青少年の多様な願い・要求に耳を傾むけた中の広い親しみやすい活動も忘れてはならない。

